

平成 27 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 S H I F T
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 丹 下 大
(コード番号:3697 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 福 元 啓 介
(TEL. 03-6809-1165)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 11 月 27 日開催予定の第 10 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

(1) 平成 27 年 5 月 1 日に「会社法の一部を改正する法律」が施行され、業務を執行しない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 30 条及び第 39 条を変更しようとするものです。

なお、定款第 30 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定として定款第 32 条第 3～5 項及び第 33 条第 3 項を新設しようとするものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役および取締役会 第 30 条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。</u>	第 4 章 取締役および取締役会 第 30 条 (取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く) との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。</u>
第 5 章 監査役および監査役会 第 32 条 (選任方法) 1. (条文省略) 2. (条文省略) (新設) (新設)	第 5 章 監査役および監査役会 第 32 条 (選任方法) 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) <u>3. 当社は、会社法第 329 条第 3 項に規定する補欠の監査役を選任することができる。</u> <u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効</u>

(新設)	<p>力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>5. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第2項の規定を準用する。</p>
<p>第33条 (任期)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第33条 (任期)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</p>
<p>第39条 (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>第39条 (監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成27年11月27日
平成27年11月27日

以上